

## 第 10 号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月2日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正）

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）」に、「市町村」を「市」に、「それぞれ当

該規定の政令で定める額を限度として規則で定める」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）

(2) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）に係る教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項（令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額  
第2条第3項を削る。

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第14条第1項、第21条、第40条から第43条まで、第47条及び第48条、第50条並びに第52条第2項を除く。）中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第2条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「特定利用地域型保育を含

む。次条」を「特定利用地域型保育を含む。同条」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「法第14条第1項」を「法第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第13号を第18号とし、第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第6条第1項中「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第9条中「支給認定証」を「支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」に改める。

第14条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第20条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、「利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28

条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額)に改め、同条第2項中「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年

修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第15条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第20条」を「の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第18条中「努め、」の次に「当該」を加え、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条及び第20条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第28条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第4項において同じ。）」を削る。

第33条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第35条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第3項中「特定教育・保育には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「」とする。」を「」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第37条第3項中「特定教育・保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により

算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）」に、「の数を1人以上5人以下とし」を「の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「19人以下とし」を「19人以下」に、「10人以下とし」を「10人以下」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を削り、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第47条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、「この場合において」の次に「、第12条中「教育・保育給付認定子どもに



ついて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」とを加え、「特定教育・保育に係る」を削り、「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第20条において同じ。）」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び第20条において同じ。）に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第20条において同じ。）」を「準用する第20条」に、「及び第20条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条」に改める。

第52条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第3項を次のように改める。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合にお

いて、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項を次のように改める。

特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第14条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料については、なお従前の例による。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及  
び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が開始されることを受け、満3歳以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の教育・保育給付認定子どもに係る保育料を無償とし、満3歳未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）の教育・保育給付認定子どもに係る保育料について限度額を定めること。
- 2 保育の無償化に伴う副食費の取扱い等所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用すること。